

シンジー電話契約約款

2026年1月1日版

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社ビスト (以下、「当社」といいます。) は、このシンジエ電話契約約款 (以下、「本約款」といいます。) を定め、これによりシンジエ電話 (以下、「本サービス」といいます。) を提供します。

2. 本サービスの利用については、本約款並びにその他の個別規定および追加規定 (以下、総称して「個別規定等」といいます。) が適用されます。なお、本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。

3. 本約款および個別規定等は、第2条に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約 (以下、「本サービス利用契約」といいます。) の内容となります。

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
(3) 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
(4) 国際通信	通信のうち本邦と外国 (インマルサットシステムに係る移動地球局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。) および当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末 (以下、「特定衛星携帯端末」といいます。) を含みます。以下同じとします。) との間で行われるもの
(5) 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
(6) 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像および符号による通信 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第4号) に定める電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り) を相互に用いて行うものとする) の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)

(7) シンジー電話 (本サービス)	音声利用 IP 通信網を使用して当社が行う通話サービス
(8) シンジー光	シンジー光契約約款に基づき、IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(9) 取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
(10) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(11) 契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
(12) 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(13) 利用回線	本サービスに利用する契約者回線
(14) 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
(15) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(16) 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(17) 特定事業者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
(18) 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件
(19) 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令 ☆ 定めに基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額
(20) 電話ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された料金
(21) 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された料金

(22) 相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が特定事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項もしくは第 10 項または第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含まず。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（特定事業者が協定事業者（特定事業者が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第 29 条第 11 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含まず。）
(23) 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
(24) リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信
(25) 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信およびリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含まず。）
(26) 契約者回線等	契約者回線、利用回線、当社もしくは特定事業者が必要により設置する電気通信設備、相互接続点並びに特定事業者が定める電話サービス契約約款第 3 条の表の 29 欄の(1)に規定するもの、総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条の表の 26 欄の(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 3 条の表の 25 欄の(1)に規定するもの

第 3 条（本約款の変更）

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本約款を変更する場合があります。

(1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本約款の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は、前項による本約款の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ、当社ホームページ（URL：<https://simpleline.org/>）に掲示し、または当社が別に定める方法により通知します。変更後の本約款は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。

3. 本約款の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後
☆本約款に同意したものとみなされます。
4. 本サービスの全部または一部を当社の都合により廃止する場合、第 2 項に定める通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等）が廃止され、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。
5. 本約款および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。
6. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。
7. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第 4 条（外国における取扱いの制限）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 2 章 契約

第 5 条（契約の成立）

本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了または切り替え完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 6 条（契約の単位）

当社は、契約者回線または利用回線 1 回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。

第 7 条（本サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

第 8 条（契約申し込みの承諾）

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、当社が定める方法により申込者

に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みの全部または一部を承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

(1) 申込者が、その本サービスを利用する契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 申込者に本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(3) 申込者が、本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4) 第 50 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反するおそれがあるとき。

(5) 申込者に利用できないプランまたは付加機能が申し込まれたとき。

(6) その他、本サービス利用契約の申し込みを承諾することにより、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるおそれがあるとき。

(7) 本サービスの利用者として適切でないと当社が判断したとき。

第 9 条（契約者の地位の承継）

相続等により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

第 10 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。

3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

4. 技術的条件等から当社が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該契約者は、本約款に従い解約の手続きをとるものとします。

5. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 11 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却ま

たは契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 12 条（契約者回線番号）

本サービスの契約者回線番号は、1 の契約者回線または 1 の利用回線ごとに当社が定めま

2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、本サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 13 条（請求による契約者回線番号の変更）

契約者は、現に使用している契約者回線番号に対する次の通信を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、特定事業者の事業所に対し当社所定の書面または別途当社が指定する方法によりその変更の請求をしていただきます。

- (1) 迷惑電話（いたずら電話その他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）
- (2) 犯罪目的電話（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受けまたは受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。）
- (3) 間違い電話（反復継続して誤って接続される通信をいいます。）

2. 当社は、前項の請求があったときは、速やかな諾否の決定に努めます。

第 14 条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

2. 当社は、契約者から第 1 項の請求があったときは、現に契約している本サービス利用契約について解除の通知および契約者が指定する場所において新たに同一内容の本サービス利用契約の申込みがあったものとして取り扱うこととし（この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。）、速やかな諾否の決定に努めます。

第 15 条（契約者回線の異経路）

当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者

回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

第 16 条（その他の契約内容の変更）

契約者は、本サービス利用契約の内容（契約者回線の終端の場所等を除きます。）の変更を請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社の承諾により初めて請求の効力が発生するものとしします。

第 17 条（本サービス利用契約に係る利用権の譲渡）

本サービス利用契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2. 契約者は、利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

3. 前項の規定により本サービス利用契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、本サービス利用契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるか等の事情を斟酌し、速やかな諾否の決定に努めます。

4. 本サービス利用契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第 36 条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

第 18 条（本サービスの事業者変更）

契約者は、本サービスの事業者変更（契約者が指定する者が、現に利用している本サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が第 1 種サービス（特定事業者の定める音声利用 IP 通信網サービス契約約款に定める第 1 種サービスをいいます。以下同じとします。）を用いて提供する電気通信サービスまたは特定事業者が提供する第 1 種サービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの事業者変更の請求があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社の承諾により初めて請求の効力が発生するものとしします。

3. 当社は、本サービスの事業者変更があったときは、契約者から本サービス利用契約について解約の申し出と新事業者から新たな契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。新事業者は当社所定の手続きに従って契約開始の手続きを取らなければなりません。

第 19 条 (契約者が行う本サービス利用契約の解約の申し出)

契約者は、当社所定の手続きに従って当社に通知することにより、本サービス利用契約の解約の申し出をすることができます。当社は、解約の申し出があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社が承諾した場合、当社が決定した契約終了日をもって契約は終了するものとします。

第 20 条 (当社が行う本サービス利用契約の解除)

当社は、契約者が第 26 条 (提供停止) の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その本サービス利用契約を解除することができます。

2. 当社は、契約者が第 26 条 (提供停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の定めにかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス利用契約を解除することができます。

3. 当社は、前 2 項の定めにより、その本サービス利用契約を解除しようとするときは、契約者にそのことを通知します。

4. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何らの催告を要せず、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 支払停止もしくは支払不能となったとき、または破産、民事再生、会社更生手続、特別清算もしくはこれらに類する手続の申立てがあったとき

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき、または契約者の資産について差押、仮差押、仮処分もしくは強制執行の申立てがあったとき

(4) 当社と上位事業者 (株式会社USENまたは特定事業者) との間の卸電気通信役務に関する契約が終了したとき、または上位事業者が本サービスの提供を終了したとき

(5) 本約款もしくは個別規定等に違反したとき、または契約の申込みに際して虚偽の事実を届け出たことが判明したとき

(6) 契約者の住所もしくは居所が不明となり、当社が契約者と連絡をとることが困難であるとき。

(8) 当社もしくは上位事業者 (株式会社USENまたは特定事業者) の業務遂行に著しい支障を及ぼす行為、または当社もしくは上位事業者 (株式会社USENまたは特定事業者) の電気通信設備等に著しい支障を及ぼす行為をしたとき

(9) 本サービスが不法な方法・目的もしくは社会通念上相当でない方法・目的により利用されたとき

5. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、当社が被った損害を賠償するものとします。

6. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、次に掲げる費用を当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。(1) 解除の日までに発生した未払いの料金等。(2) 解約違約金として、解除時点の契約プランの基本料金の1ヶ月分に相当する額。(3) 設備撤去工事費、管路等の復旧費用その他解除に伴い当社が負担した一切の費用

7. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、本サービスに付随する一切の附帯サービスの提供も、当然に終了するものとします。

第 21 条（その他の提供条件）

本サービス利用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 22 条（個人情報の取扱いについて）

当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針／個人情報の取扱いについて（<https://simpleline.org/privacy-policy/>）」（以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。

- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) 本サービスの利用に必要な機材等の梱包、発送業務
- (5) 料金の請求に関する業務
- (6) 契約者からの問合せへの対応業務
- (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
- (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務

(10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 契約者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示することがあります。
4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第3章 付加機能

第23条 (付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、速やかに諾否を検討の上、応諾する場合には、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときまたはその契約者が警察機関から当社に対して、特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同一の者であるとき等の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。

第24条 (付加機能の提供の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、速やかに諾否を検討の上、応諾する場合には、その付加機能の提供の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第4章 提供中止等

第25条 (提供中止及び不可抗力免責)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社または特定事業者の電気通信設備の保守上、工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社または特定事業者が認めたとき。
- (3) 第29条（通信利用の制限等）の定めにより、当社または特定事業者が通信利用を中止するとき。

- (4) 特定事業者が利用回線に係る電気通信サービスの提供中止を行ったとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第 1 項に定める場合のほか、本サービスに関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、本サービスの提供を中止することがあります。
4. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力の処分、電力供給の停止、通信回線の事故、サイバー攻撃、コンピュータウイルス、ソフトウェアのバグその他の不可抗力事由により、本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合、これに起因して契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 26 条 (提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスおよび付加機能の提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 42 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める当社指定事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 42 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める当社指定事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
- (3) 第 50 条（利用に係る契約者の義務）または第 53 条（利用上の制限）の定め違反したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している本サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その本サービスに係る付加機能の提供を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。
- (5) 前 4 号のほか、本約款の定め反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社もしくは特定事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します（本条第 1 項 4 号により、本サービスに係る付加機能の提供停止をするときは、提供停止をする日および期間について通知しないことがあります。）。ただし、本条第 1 項第 3 号により、本サービスの提供停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 5 章 通信

第 27 条 (相互接続点との間の通信等)

相互接続通信は、別記 1 に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2. 相互接続通信を行うことができる地域（以下、「接続対象地域」といいます。）は、当社または特定事業者が相互接続協定により定めた地域とします。

第 28 条（通信の切断）

当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項の定めによる警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

第 29 条（通信利用の制限等）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社または特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置

（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送確保に直接関係がある機関通
信確保に直接関係がある機関
電力供給確保に直接関係がある機関ガス
供給確保に直接関係がある機関水道供給
確保に直接関係がある機関選挙管理機関
別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社機関預
貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体機関

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。
4. 前 3 項に規定するほか、契約者は、当社、特定事業者または協定事業者の契約約款等に

定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、本サービスを利用できないことがあります。

第 30 条（通信時間等の制限）

前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第 31 条（通信時間の測定等）

通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

第 32 条（国際通信の取扱い地域）

国際通信の取扱い地域は、料金表に定めるところによります。

第 33 条（契約者回線番号等通知）

契約者の契約者回線等から契約者回線等への通信については、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。
 - (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者の契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます）の扱いを受けている契約者の契約者回線等から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）。
 - (3) その他当社が別に定める通信。
2. 第 1 項の定めにより、その契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が発信電話番号通知要請機能を利用している場合はその通信が制限されます。
3. 当社は、前 2 項にかかわらず、契約者の契約者回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に定める緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名または名称およびその契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
4. 当社は、前 3 項の定めにより、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する、または通知しないに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の定め該当する場合に限り、その定めにより責任を負います。
5. 契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガ

イドライン」を尊重するものとします。

第 6 章 料金等

第 34 条 (料金および工事に関する費用)

当社が提供する本サービスの料金は、基本料金、通信料金および手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。なお、基本料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を合算したものとします。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

第 35 条 (基本料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除・解約等により本サービスが終了した日までの期間について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 提供停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 36 条（通信料金の支払い義務）

契約者は、その契約者回線等から契約者回線等へ行った通信（その契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が確認した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2. 契約者は、契約者の契約者回線等と契約者回線等（特定事業者が定める電話サービス契約約款第 3 条の表の 29 欄の(1)に規定するもの、総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条の表の 26 欄の(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款第 3 条の表の 25 欄の(1)に規定するものに限り。）との間の通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービスまたは特定地域向け音声利用 IP 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、契約者回線等（特定事業者が定める電話サービス契約約款第 3 条の表の 29 欄の(1)に規定するもの、総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条の表の 26 欄の(1)に規定するものおよび特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款第 3 条の表の 25 欄の(1)に規定するものに限り。）から契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ特定事業者が定める電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款または特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款等に定めるところによります。

3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の定めにかかわらず、契約者または相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき特定事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社、特定事業者または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社または特定事業者が別に

定めるところによります。

4. 前 3 項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 37 条（手続きに関する料金の支払い義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受け

たときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手前またはその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 38 条（工事費の支払い義務）

契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 39 条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金および工事費（以下、総称して「料金等」といいます。）の支払方法は、料金表に定めるところによります。なお、当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、当社が別に定める場合を除き、本約款の定めにより料金表に定める料金等（当社が請求した料金等の額と本約款の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 40 条（割増金）

契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 41 条（延滞利息）

契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 42 条（債権の譲渡および譲受並びに契約上の地位の移転）

契約者は、当社が、本約款の定めにより支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権その他当社が契約者に対して有する債権を、当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社および当該譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

4. 契約者は、契約者が第 2 項の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第 1 項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その譲渡先の事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

5. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本サービス利用契約上の地位、本約款に基づく権利および義務並びに契約者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 7 章 保守

第 43 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第 44 条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、特定事業者の事業所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

4. 本条は、当社が別に定めるところにより当社または特定事業者と保守契約を締結している
自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

第 45 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障しまたは滅失した場合に、その全部を修理しまたは復旧することができないときは、第 29 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社または特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます）
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的に回線収容部または契約者回線番号を変更することがあります。

第 8 章 損害賠償

第 46 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときまたは契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信

設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、35条に従って契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表に定める基本料金

(2) 料金表に定める通信料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金)により算出します。)

3. 第1項および第2項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4. 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の定めに従って取り扱います。

5. 当社は、本条に定めるほか、契約者に対し何らの損害賠償義務を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合に限り、直近3か月の基本料金総額に相当する額を上限として、通常生ずべき損害(逸失利益を除く)に限り、賠償を行います。

第47条(免責)

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にでも、その損害を賠償しません。

2. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、技術的条件の定めの変更(特定事業者の事業所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担すること

があります。

第9章 雑則

第 48 条 (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

契約の申込みの承諾を受けた者または利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下、この条において「契約者等」といいます。）は、KDD I 株式会社（以下「本協定事業者」といいます。）が定める契約約款の定めに基づいて、その本協定事業者と電気通信サービスに係る第 2 種一般電話等契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2. 前項の定めにより契約を締結した者は、本協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その本協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その本協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

第 49 条 (契約者の違反による損害賠償)

契約者が本約款に違反したことにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合（第三者との間で紛争が生じ、当社がこれに対応した場合を含みます。）、契約者は、当社に対し、当社が被った一切の損害を賠償する義務を負うものとします。

第 50 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
 - (2) 故意に契約者の契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社または特定事業者が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社または特定事業者が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 51 条 (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 52 条 (技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

第 53 条 (利用上の制限)

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

- (1) 契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の確認を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 54 条 (契約者の氏名の通知等)

契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、

その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を記載した電子メールを、その付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5. 契約者は、当社が、第 43 条（債権の譲渡および譲受）の定めに基づき債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要なとなる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第 27 条（提供停止）の定めに基づきその本サービスの提供を停止している場合はその内容等、料金回収に必要なとなる情報を債権の譲渡先に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6. 契約者は、当社が第 42 条（債権の譲渡および譲受）の定めに基づき債権を譲渡する場合において、債権を譲り受けた事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

7. 契約者は、第 26 条（提供停止）第 1 項第 4 号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所および電話番号等を、警察機関および総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 55 条（協定事業者等からの通知）

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、特定事業者または協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 56 条（電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は、契約者から申出があったときは、当社が別に指定する事業者の契約約款等の定めによりその事業者が契約者に請求することとした電気通信サービス等の料金または工事に関する費用について、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に

怠っていないとき、または怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について当社が別に指定する事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2. 前項の定めにより、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に定める取扱いを廃止します。

第 57 条 (番号案内)

当社は、当社が付与した契約者回線番号もしくは契約者回線番号以外の番号または当社もしくは当社が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下、「番号案内」といいます。）を行います。

2. 前項に定めるほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、当社または特定事業者が定める電話サービス契約約款等の定めに基づいて取り扱います。

3. 契約者は、番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号または追加番号（着信課金番号を除きます。）を通知していただきます。

第 58 条 (番号情報の提供)

当社は、当社の番号情報（電話帳掲載または番号案内に必要な情報（第 57 条（番号案内）の定めにより番号案内を省略することとなった本サービス利用契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社または特定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2. 契約者は、前項の定めにより登録した番号情報が電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（特定事業者と相互接続協定または相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者に限ります。）に提供されることについて、同意するものとします。

3. 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

4. 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社または特定事業者が提供します。

第 59 条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 60 条（秘密保持）

契約者は、本サービスの利用に関連して知りえた、当社の技術・営業に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を、厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

2. 本条の規定は、本サービス利用契約の終了後も3年間、有効に継続するものとします。

第 61 条（附帯サービス）

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第 62 条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者および当社は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 63 条（サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 64 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 65 条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は2025年8月1日より効力を有するものとします。

2026年1月1日 改定

別紙 料金表【通則】

第1条（料金の計算方法等）

当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金および通信料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。2. 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除または付加機能の廃止等があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日に変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

(5) 第35条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3. 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第35条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4. 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第3条（料金等の支払い）

契約者は、料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。

(1) 口座振替

(2) その他当社の定める方法

2. 契約者は、料金の支払いが銀行から承認されなかったときは、当社の

指定の払込票を使い料金を支払うものとします。

第4条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

第6条（消費税相当額の加算）

本約款の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を含まない額をいいます。以下同じとします。））に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

2. この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

3. 本約款の規定により支払いを要することとなった料金等については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第7条（料金の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

以上

別紙 料金表【基本料金、通信料金（国内）、手続きに関する料金】

※金額は税込表示です。

1. 基本料金

(1) 基本額

プラン	月額利用料
シンジー電話	3,960 円 (税抜価格 3,600 円)
シンジー電話A	5,060 円 (税抜価格 4,600 円)

※ 基本額にはシンジー電話の電話対応機器の利用料を含みます。

※シンジー電話A の基本額には、付加機能の「番号表示サービス」、「ナンバー・リクエスト」、「キャッチ電話サービス」、「電話転送サービス」、「着信拒否サービス」、「着信お知らせメール」の月額利用料および 528 円 (税抜価格 480 円) 分の通話料を含みます。

(2) 付加機能使用料

付加機能	単位	月額利用料
番号表示サービス	1 利用回線ごと	440 円 (税抜価格 400 円)
ナンバー・リクエスト	1 利用回線ごと	220 円 (税抜価格 200 円)
キャッチ電話サービス	1 利用回線ごと	330 円 (税抜価格 300 円)
電話転送サービス ※1	1 番号ごと	550 円 (税抜価格 500 円)
着信拒否サービス	1 利用回線ごと	220 円 (税抜価格 200 円)
着信お知らせメール	1 番号ごと	110 円 (税抜価格 100 円)
FAX お知らせメール	1 番号ごと	110 円 (税抜価格 100 円)
追加番号サービス「マイナンバー」	1 番号ごと	110 円 (税抜価格 100 円)
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」	1 チャネルごと	440 円 (税抜価格 400 円)
フリー電話・ワイド (基本機能)	1 利用回線ごと	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)

	複数回線管理機能	1 利用回線ごと	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
	発信地域振分機能	1 利用回線ごと	385 円 (税抜価格 350 円)
	話中時迂回機能	1 利用回線ごと	880 円 (税抜価格 800 円)
	着信振分接続機能	1 利用回線ごと	770 円 (税抜価格 700 円)
	受付先変更機能	1 利用回線ごと	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
	時間外案内機能	1 利用回線ごと	715 円 (税抜価格 650 円)
	特定番号通知機能	1 利用回線ごと	110 円 (税抜価格 100 円)
01 ひかり 電話 短縮サービス	全国利用型	#ダイヤル番号 あたり	16,500 円 (税抜価格 15,000 円)
	ブロック内利用型	#ダイヤル番号 あたり	11,000 円 (税抜価格 10,000 円)
グループ通話定額 ※2、※3、※4		1 チャンネルごと	440 円 (税抜価格 400 円)

※1 「電話転送サービス」は、加入電話のボイスワープと一部機能が異なります。

※2 「グループ通話定額」は西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）エリアと東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）エリアをまたいでや、01 ひかり電話、シンジー電話以外の NTT や他社光コラボレーション回線間でのグループを構成することはできません。また、シンジー電話A は提供対象外となります。

※3 グループ内に 01 ひかり電話、シンジーひかり電話オフィスタ입、シンジーひかり電話オフィスプラス、シンジー電話を混在させることも可能です。なお、グループ内にシンジー光 plus のシンジーひかり電話オフィスタ입、またはシンジーひかり電話オフィスプラスの契約が 1 契約以上必要です。

※4 契約単位は回線単位でのご契約となり、チャンネル単位・電話番号単位でのご契約はできません。チャンネル数の増減があった場合は、日割り計算にて定額料を請求いたします。

(3) 電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は合算にて請求いたします。

電話ユニバーサルサービス料（1 電話番号当	総務省ホームページに公表のとおり ※1
-----------------------	---------------------

たり)	
電話リレーサービス料 (1 電話番号当たり)	総務省ホームページに公表のとおり ※2

※1 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

※2 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/

(4) 機器損害金

契約者は、当社が貸与した機器を紛失、破損した場合および返却期限までに当社に返却しない場合、当社の請求に従い、機器損害金を支払うものとします。なお、次表に定める機器損害金の額は最大金額であり、請求金額は機器の継続利用年数により異なります。

機器	機器損害金 (機器 1 台あたりの最大金額)
シンジー電話 対応機器	12,000 円 (非課税)

2. 通信料金 (国内通話・通信)

項目	単位	利用料
シンジー電話への通話	3 分	8.80 円 (税抜価格 8.00 円)
NTT 東日本または NTT 西日本の加入電話もしくは INS ネットへの通話、117 (時報)、171 (災害伝言ダイヤル) 等への通話	3 分	8.80 円 (税抜価格 8.00 円)
他社固定電話への通話	3 分	8.80 円 (税抜価格 8.00 円)
携帯電話への通話	60 秒	17.60 円 (税抜価格 16.00 円)
他社 IP 電話 (050 番号) への通話	3 分	11.55 円 (税抜価格 10.50 円)
シンジー電話データ転送サービス ～シンジー電話データ転送サービス対応機器からシンジー電話データ転送サービス対応機器へのデータ通信～	利用帯域 64Kbps まで	30 秒 1.10 円 (税抜価格 1.00 円)
	利用帯域 64Kbps 超～ 512Kbps まで	30 秒 1.65 円 (税抜価格 1.50 円)

(シンジエ電話データ転送サービスを複数同時利用した場合等)	利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで	30 秒	2.20 円 (税抜価格 2.00 円)
テレビ電話端末から FOMA への映像通信		60 秒	33.00 円 (税抜価格 30.00 円)
テレビ電話端末からテレビ電話端末への映像通信	利用帯域 2.6Mbbs まで	3 分	16.50 円 (税抜価格 15.00 円)
シンジエ電話ネデータ転送サービス、テレビ電話等を複数同時利用した場合	利用帯域 2.6Mbbs 超	3 分	110.00 円 (税抜価格 100.00 円)

※ 国際通話および衛星通話の通信料金は、「別紙 料金表【料金（国際通話・衛星通話）】」に定めるとおりとします。

3. 料金

(1) 手続に関する料金

新規契約事務手数料	4,950 円 (税抜価格 4,500 円)
転用契約事務手数料	8,800 円 (税抜価格 8,800円)
事業者変更契約事務手数料	3,850 円 (税抜価格 3,500 円)

別紙 料金表【工事費】

※金額は税込表示です。

1. 工事費

(1) 新規開通工事費、移転工事費 ※1

分類	工事内容	工事費
新規開通工事費	新設工事／配線ルート変更 ※2	23,100 円 (税抜価格 21,000 円)
	配線設備再利用 ※2	12,760 円 (税抜価格 11,600 円)
	派遣工事無し	4,400 円 (税抜価格 4,000 円)
移転工事費	新設工事／配線ルート変更	23,100 円 (税抜価格 21,000 円)
	配線設備再利用	12,760 円 (税抜価格 11,600 円)
	派遣工事無し	4,400 円 (税抜価格 4,000 円)

※1 代表的な工事の場合の金額となります。工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

※2 「ひかり電話 交換機等工事費」(1,100 円 (税抜価格 1,000 円))を除いた金額は、次表の分割支払いをお選びいただけます。「ひかり電話 交換機等工事費」は初回にお支払いいただきます。

【分割支払い】

一括払い金額	分割払い回数	分割払い金額
22,000 円 (税抜価格 20,000 円)	24 回払	1～23 回 : 916 円 (916×23=21,068 円) 24 回 : 932 円 (22,000 円-21,068 円=残額の 932 円)
11,660 円 (税抜価格 10,600 円)	24 回払	1～23 回 : 485 円 (485×23=11,155 円) 24 回 : 505 円 (11,660 円-11,155 円=残額の 505 円)

(2) その他割増工事費

新規開通工事費で分割払いを選択した場合、その他割増工事費は次の請求となります。

【その他割増工事費】

- ・夜間 (17 時～22 時) に工事を行う場合、(1)に定める金額の 1.3 倍の金額をお支払いいただきます。支払方法は分割払いになります。ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。
- ・深夜 (22 時～翌 8 時 30 分) に工事を行う場合、(1)に定める金額の 1.6 倍の金額をお支払いいただきます。支払方法は分割払いになります、ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。
- ・土日祝日に工事を行う場合、(1)に定める金額とは別に、土休日工事費加算額として 3,300 円 (税抜価格 3,000 円)をお支払いいただきます。支払方法は、一括払いとな

ります。

- ・その他工事費の一部は一括払いとなるものがあります。

(3) 分割残債

特定事業者が提供する「フレッツ光」サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債額がある状態で本サービスに転用した場合、開通工事費の分割残債額は引き続き当社へお支払いいただきます。

光コラボレーション事業者が提供するIP通信網を使用した電気通信サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債のある状態で本サービスに事業者変更した場合、開通工事費の分割残債額は変更元の光コラボレーション事業者へ一括でお支払いいただきます。

(4) 品目変更工事費

区分 ※1		工事費
変更前	変更後	
シンジー光ファミリー シンジー光 マンション	シンジー電話	21,200円 (税抜価格 4,000 円)
シンジー光 ファミリー + シンジー電話 シンジー光マンション + シンジー電話		21,200 円 (税抜価格 4,000 円)
シンジー光クロス		21,200 円 (税抜価格 4,000 円)
シンジー電話	シンジー光ファミリー シンジー光マンション	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジー光フ ァミリー + シンジーひかり電話 シンジー光マンション + シンジーひかり電話	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジー光クロス	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)

※1 「シンジー光ファミリー」は「シンジー光ファミリー・ハイスピード」「シンジー光ファミリー・ギガ」を含み、「シンジー光マンション」は「シンジー光マンション・ハイスピード」「シンジー光マンション・ギガ」を含み、「シンジー光クロス」は「シンジー光クロスファミリー」「シンジー光クロス マンション」の総称です。

以上

別紙 料金表【料金（国際通話・衛星通話）】

1. 国際通話料

単位：円（1分ごと）

国	利用料
アイスランド共和国	70.0
アイルランド	20.0
アゼルバイジャン共和国	70.0
アセンション島	250.0
アゾレス諸島	35.0
アフガニスタン・イスラム共和国	160.0
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9.0
アラブ首長国連邦	50.0
アルジェリア民主人民共和国	127.0
アルゼンチン共和国	50.0
アルバ	80.0
アルバニア共和国	120.0
アルメニア共和国	202.0
アンギラ	80.0
アンゴラ共和国	45.0
アンティグア・バーブーダ	80.0
アンドラ公国	41.0
イエメン共和国	140.0
イギリス（グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国）	20.0
イスラエル国	30.0
イタリア共和国	20.0
イラク共和国	225.0
イラン・イスラム共和国	80.0
インド	80.0
インドネシア共和国	45.0
ウガンダ共和国	50.0
ウクライナ	50.0
ウズベキスタン共和国	100.0
ウルグアイ東方共和国	60.0
英領バージン諸島	55.0

エクアドル共和国	60.0
エジプト・アラブ共和国	75.0
エストニア共和国	80.0
エスワティニ王国	45.0
エチオピア連邦民主共和国	150.0
エリトリア国	125.0
エルサルバドル共和国	60.0
オーストラリア連邦	20.0
オーストリア共和国	30.0
オマーン国	80.0
オランダ王国	20.0
オランダ領アンティール	70.0
ガーナ共和国	70.0
カーボヴェルデ共和国	75.0
カザフスタン共和国	70.0
カタール国	112.0
カナダ	10.0
カナリア諸島	30.0
ガボン共和国	70.0
カメルーン共和国	80.0
ガンビア共和国	115.0
カンボジア王国	90.0
ギニアビサウ共和国	250.0
ギニア共和国	70.0
キプロス共和国	45.0
キューバ共和国	112.0
ギリシャ共和国	35.0
キリバス共和国	155.0
キルギス共和国	140.0
グアテマラ共和国	50.0
グアドループ島	75.0
グアム	20.0
クウェート国	80.0
クック諸島	155.0
グリーンランド	91.0

クリスマス島	20.0
グレナダ	80.0
クロアチア共和国	101.0
ケイマン諸島	70.0
ケニア共和国	75.0
コートジボワール共和国	80.0
ココス・キーリング諸島	20.0
コスタリカ共和国	35.0
コソボ共和国	120.0
コモロ連合	80.0
コロンビア共和国	45.0
コンゴ共和国	150.0
コンゴ民主共和国	75.0
サイパン	30.0
サウジアラビア王国	80.0
サモア独立国	80.0
サントメ・プリンシペ民主共和国	200.0
ザンビア共和国	70.0
サンピエール島・ミクロン島	50.0
サンマリノ共和国	60.0
シエラレオネ共和国	175.0
ジブチ共和国	125.0
ジブラルタル	90.0
ジャマイカ	75.0
ジョージア	101.0
シリア・アラブ共和国	110.0
シンガポール共和国	30.0
ジンバブエ共和国	70.0
スイス連邦	40.0
スウェーデン王国	20.0
スーダン共和国	125.0
スペイン	30.0
スペイン領北アフリカ	30.0
スリナム共和国	80.0
スリランカ民主社会主義共和国	75.0

スロバキア共和国	45.0
スロベニア共和国	100.0
赤道ギニア共和国	120.0
セネガル共和国	125.0
セルビア共和国	120.0
セントクリストファー・ネイビス連邦	79.0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80.0
セントヘレナ島	250.0
セントルシア	80.0
ソマリア民主共和国	125.0
ソロモン諸島	159.0
タークス・カイコス諸島	80.0
タイ王国	45.0
大韓民国	30.0
台湾	30.0
タジキスタン共和国	60.0
タンザニア連合共和国	80.0
チェコ共和国	45.0
チャド共和国	250.0
中央アフリカ共和国	127.0
中華人民共和国（香港およびマカオを除き ます。）	30.0
チュニジア共和国	70.0
朝鮮民主主義人民共和国	129.0
チリ共和国	35.0
ツバル	120.0
デンマーク王国	30.0
ドイツ連邦共和国	20.0
トーゴ共和国	110.0
トケラウ諸島	159.0
ドミニカ共和国	35.0
ドミニカ国	112.0
トリニダード・トバゴ共和国	55.0
トルクメニスタン	110.0
トルコ共和国	45.0

トンガ王国	105.0
ナイジェリア連邦共和国	80.0
ナウル共和国	110.0
ナミビア共和国	80.0
ニウエ	159.0
ニカラグア共和国	55.0
ニジェール共和国	70.0
ニューカレドニア	100.0
ニュージーランド	25.0
ネパール連邦民主共和国	106.0
ノーフォーク島	79.0
ノルウェー王国	20.0
バーレーン王国	80.0
ハイチ共和国	75.0
パキスタン・イスラム共和国	70.0
バチカン市国	20.0
パナマ共和国	55.0
バヌアツ共和国	159.0
バハマ国	35.0
パプアニューギニア独立国	50.0
バミューダ諸島	50.0
パラオ共和国	100.0
パラグアイ共和国	60.0
バルバドス	75.0
パレスチナ	30.0
ハワイ	9.0
ハンガリー共和国	35.0
バングラデシュ人民共和国	70.0
東ティモール民主共和国	126.0
フィジー共和国	50.0
フィリピン共和国	35.0
フィンランド共和国	30.0
ブータン王国	70.0
プエルトリコ	40.0
フェロー諸島	75.0

フォークランド諸島	190.0
ブラジル連邦共和国	30.0
フランス共和国	20.0
フランス領ギアナ	50.0
フランス領ポリネシア	50.0
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230.0
ブルガリア共和国	80.0
ブルキナファソ	80.0
ブルネイ・ダルサラーム国	62.0
ブルンジ共和国	70.0
米領サモア	50.0
米領バージン諸島	20.0
ベトナム社会主義共和国	85.0
ベナン共和国	80.0
ベネズエラ・ボリバル共和国	50.0
ベラルーシ共和国	80.0
ベリーズ	55.0
ペルー共和国	55.0
ベルギー王国	20.0
ポーランド共和国	40.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60.0
ボツワナ共和国	75.0
ボリビア多民族国	55.0
ポルトガル共和国	35.0
香港	30.0
ホンジュラス共和国	65.0
マーシャル諸島共和国	110.0
マイヨット島	150.0
マカオ	55.0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80.0
マダガスカル共和国	160.0
マディラ諸島	35.0
マラウイ共和国	127.0
マリ共和国	55.0
マルタ共和国	70.0

マルチニーク島	55.0
マレーシア	30.0
ミクロネシア連邦	79.0
南アフリカ共和国	75.0
南スーダン共和国	125.0
ミャンマー連邦共和国	90.0
メキシコ合衆国	35.0
モーリシャス共和国	70.0
モーリタニア・イスラム共和国	80.0
モザンビーク共和国	127.0
モナコ公国	25.0
モルディブ共和国	105.0
モルドバ共和国	101.0
モロッコ王国	70.0
モンゴル国	60.0
モンセラット	112.0
モンテネグロ	120.0
ヨルダン・ハシェミット王国	110.0
ラオス人民民主共和国	105.0
ラトビア共和国	90.0
リトアニア共和国	60.0
リビア	70.0
リヒテンシュタイン公国	30.0
リベリア共和国	75.0
ルーマニア	60.0
ルクセンブルク大公国	35.0
ルワンダ共和国	125.0
レソト王国	70.0
レバノン共和国	112.0
レユニオン	70.0
ロシア	45.0

2. 衛星通話

単位：円（1分ごと）

地域	利用料
インマルサット-フリート	209.0
インマルサット-BGAN/FBB	209.0
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700.0
インマルサット-エアロ	700.0
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	700.0
イリジウム	250.0
スラーヤ	175.0

※ 相手国内の固定電話にかける場合、携帯電話にかける場合も料金は一律です。

※ 国際通話料の場合、消費税は不要です。

以上

別紙 料金表【通信時間の測定等】

通信時間の測定等

ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社または特定事業者の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。

(ア)回線の故障等通信の発信者または着信者の責任によらない理由により、通信の途中で一時通信ができなかった時間

(イ)回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途料金表に定める分数または秒数に満たない端数の通信時間

ウ アの場合に、一般通信（移動体通信、I P電話通信および公衆通信を除く国内通信をいいます。以下同じとします。）について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。

(ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間

(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間

(ウ) (ア)および(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間

エ 一般通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたときまたは通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ料金表【基本料金、通信料金（国内）】に規定する料金種別の通信料金を適用します。ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。

オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者または着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者または着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。

以上

別記

1 (相互接続通信の料金等の取扱い)

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社または特定事業者が別に定める事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。

(2) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信 ((4)から(7)に定めるものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が別に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。ただし、当社、特定事業者または協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表または特定事業者もしくは協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (2)に定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾することがあります。

(4) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社または当社が別に定める中継事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通信 (当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信 (当社が別に定めるものに限り。以下 (7)までの規定において同じとします。)以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(5) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信 (当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自

動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾することがあります。

(6) (2)から(5)の定めにかかわらず、契約者回線等または当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う特定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、本約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が 2 以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 (自営端末設備の接続)

(1) 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準および技術的条件に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に定める登録認定機関または事業法第 104 条第 2 項に定める承認認定機関の認定を受けた端末機器、または技術基準適合認定規則様式第 14 号に定める表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号または第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社または特定事業者の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めに基づいて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社または特定事業者の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

4（自営電気通信設備の接続）

(1) 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続により当社または特定事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社または特定事業者の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めるに準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、3 (自営端末設備に異常がある場合等の検査) の定めに従って取り扱います。

6 (料金明細内訳情報の提供)

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置 (料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。) に登録した電子データにより提供します。

7 (利用権に関する事項の証明)

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿 (電磁的記録により調整したものを含みます。) に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者回線番号

ウ 契約者の住所または居所および氏名

エ 契約者回線等の終端のある場所

オ その本サービスの種類、品目および細目

カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日および受付番号

キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、特定事業者の事業所に提出していただきます。この場合、当社が別途定める手数料の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて同意していただきます。

8 (支払証明書の発行)

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を譲渡した場合を除き、その本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務（本約款の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下、「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、次表に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。なお、支払証明書の発行を受けようとするときは、次表の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）および郵送料（実費）が必要な場合があります。

支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚	440 円（税抜価格 400 円）
-----------	-------------------

(3) 契約者は、当社が (1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9 (他の事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行)

当社は、本サービスに係る契約の申込みをする者または契約者から要請があったときは、当社が別に定める事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

10 (端末設備の提供)

(1) 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金および工事に関する費用を支払っていただきます。

11 (情報料回収代行の承諾)

契約者は、有料情報サービス(本サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下、「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

12 (情報料回収代行に係る回収の方法)

(1) 当社は、11（情報料回収代行の承諾）の定めるにより回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る本サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

13 （情報料回収代行に係る免責）

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

14 （新聞社等の基準）

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に定める基幹放送事業者および同条第 24 号に定める基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 （携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）

別途当社が指定するところによります。

以上